

栃木県からの要望

- 平成 17 年 11 月 24 日 栃木県
 栃木県議会
 栃木県緊急経済活性化県民会議 …… 1

- 平成 17 年 5 月 13 日 栃木県 …… 3

- 平成 17 年 5 月 13 日 栃木県緊急経済活性化県民会議 …… 5

- 平成 17 年 4 月 26 日 栃木県議会 …… 8

足利銀行の受け皿に関する要望

本県の中核的金融機関である足利銀行は、平成15年11月に破綻し、一時国有化の状態が続いております。

この間、国におかれましては、地域金融機能の混乱を防ぐため、各種対策を迅速に行われるとともに、企業再生等についても多大なる御尽力をいただき、深く感謝申し上げます。

しかしながら、依然として厳しい本県経済の中にあつて、多くの県民、特に中小企業者の間に、同行の将来像が不透明であることからくる不安感が広がり、様々な影響が出ております。

このため、本年5月、足利銀行の受け皿は地域の中核的金融機関としての機能を担保することができるものであること、また、その選定過程において県を参画させること、受け皿への移行は預金保険法の趣旨に基づきできる限り早期に行うこと等を要望申し上げます。

また、これに先立ち、県議会からは、平成17年4月26日付けで「足利銀行の受け皿に関する意見書」を国に提出いたしました。

現在、足利銀行は、新経営陣により策定されました「経営に関する計画」に基づき、銀行の再生と顧客である地域企業の再生に着実に取り組んでいるところであります。

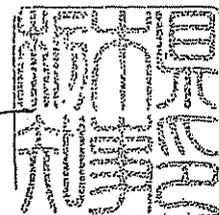
この計画も中間点を経過し、今後、第三号措置終了の議論が開始される段階に入るものと考えられます。このため、国におかれましては、5月の要望及び県議会意見書の趣旨を御斟酌の上、同行の受け皿に関して特段の御配慮をくださるようお願い申し上げます。

内閣府特命担当大臣 与謝野 馨 様

平成17年11月24日

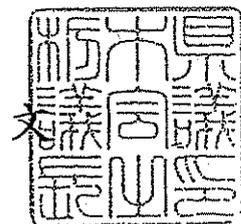
栃木県

知事 福田 富



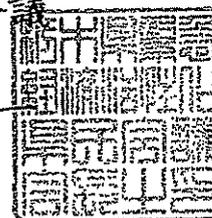
栃木県議会

議長 木村 好



栃木県緊急経済活性化県民会議

会長 福田 富



足利銀行の受け皿に関する要望

平成15年11月29日に本県の中核的金融機関である足利銀行が破綻、一時国有化され、1年5ヶ月が経過いたしました。

国におかれましては、地域の中核的金融機関の破綻に伴う地域経済の崩壊を防ぐため、関係省庁等連絡会議の開催を始め、各種対策を迅速に行われるとともに、企業再生等についても多大なる御尽力をいただきました。改めて、深く感謝申し上げます。

この間、県といたしましては、県議会や市町村、関係団体等と連携を図るとともに、県民の理解と協力を得て、総額1,300億円を超える中小企業への制度融資を始めとする財政出動や積極的な経済・雇用対策を展開するなど、本県経済の安定に全力を尽くしてまいりました。

しかしながら、依然として厳しい本県経済の中にあって、多くの県民、特に中小企業者の間に、同行の将来像が不透明であることからくる不安感が広がり、様々な影響が出ております。

地域金融システムの破綻による地域経済の混乱を防ぐ目的で行われました今回の預金保険法第102条第1項第3号の措置は、初めてのケースであり、破綻銀行の「受け皿」の選定は、今後の本県の地域経済に極めて重要な意味を持つこととなります。

つきましては、県民の不安感を解消し、本県経済の発展と安定を図るため、下記のとおり特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

記

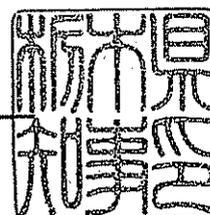
- 1 「受け皿」は、本県の地域経済に理解を持ち、本県産業・経済の再生・発展に果たすべき役割と責任の重大性を認識し、地域の中核的金融機関としての機能を担保することができるものであること
- 2 「受け皿」の選定過程においては、県民の意向等を十分反映できるよう県を参画させること
- 3 「受け皿」への移行は、本県の経済状況の動向や中小企業の実態等を十分に勘案しながら、預金保険法第120条の趣旨に基づき、できる限り早期に行うこと

内閣府特命担当大臣（金融担当）

伊藤 達也 様

平成17年 5月13日

栃木県知事 福田 富



要 望 書

本県の中核的金融機関であり、県民生活や中小企業者に身近な地域の銀行である足利銀行が一時国有化されて1年5ヶ月が経過しました。この間県及び県議会並びに市町村、経済・産業団体、金融機関、労働団体、消費者団体などで構成する「栃木県緊急経済活性化県民会議」は、県民総意のもとに一致協力して、本県経済の活性化や県民生活の安定に向けて取り組んでまいりました。

しかしながら、今後昨年度に引き続き足利銀行の不良債権処理が進捗する一方で、一時国有化された足利銀行の将来の姿が具体的に見えないことから、県民の間に不安感が広がっており、本県経済の活性化に様々な影響を及ぼしております。

足利銀行は、多くの企業のメインバンク、労働者や消費者に身近な金融機関として、また、県及び市町村の指定金融機関として、本県経済の中で大きな役割を果たしており、県民生活の向上や県内経済の発展のためには、受け皿移行後の新銀行においても本県の中核的金融機関としての機能が維持されることが重要であると考えます。

このため、当県民会議では、今後想定される国の「足利銀行の受け皿」選定の本格化に向けて、次の事項について要望いたしますので、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

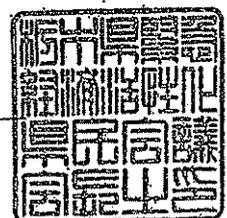
- 1 受け皿移行後の新銀行は、現在の足利銀行が有する地域の中核的金融機関としての機能を維持した、「真に県民のためになる銀行」とすること
- 2 受け皿の選定に当たっては、その選定過程に何らかの形で県を参画させることにより、県民の意向等が十分に反映されるようにすること
- 3 受け皿への移行については、県内経済の安定と中小企業の再生に十分配慮しつつ、預金保険法第120条の趣旨に基づき、できる限り早期に行うこと

内閣府特命担当大臣（金融担当） 伊 藤 達 也 様

平成17年5月13日

栃木県緊急経済活性化県民会議

会長 栃木県知事 福田 富



栃木県緊急経済活性化県民会議顧問

衆議院議員	植竹繁雄
衆議院議員	遠藤乙彦
衆議院議員	佐藤勉
衆議院議員	西川公也
衆議院議員	蓮実進
衆議院議員	船田元
衆議院議員	水島広子
衆議院議員	茂木敏充
衆議院議員	森山眞弓
衆議院議員	山岡賢次
衆議院議員	渡辺喜美
参議院議員	国井正幸
参議院議員	谷博之
参議院議員	築瀬進
参議院議員	矢野哲朗

栃木県緊急経済活性化県民会議構成員

社団法人栃木県商工会議所連合会

会 長 築 郁 夫

栃木県商工会連合会

会 長 田 中 俊 一

栃木県中小企業団体中央会

会 長 菊 池 功

社団法人栃木県経済同友会

筆頭代表幹事 市 川 秀 夫

社団法人栃木県経営者協会

会 長 青 木 勲

栃木県市町村消費者団体連絡協議会

会 長 山 岡 美和子

社団法人栃木県観光協会

会 長 廣 川 允 彦

栃木県農業協同組合中央会

会 長 豊 田 計

栃木県木材業協同組合連合会

理事長 篠 崎 昌 平

社団法人栃木県建設業協会

会 長 佐 藤 昌 男

商工組合中央金庫宇都宮支店

支店長 伊 藤 公 一

国民生活金融公庫宇都宮支店

支店長 野 口 哲 夫

中小企業金融公庫宇都宮支店

支店長 久 恒 裕 彦

栃木県信用保証協会

会 長 花 塚 功 先

足利銀行の受け皿に関する意見書

本県の中核的金融機関であり、県民経済活動の大動脈である足利銀行は、平成十五年十一月二十九日に破綻し、預金保険法第一〇二条第一項第三号措置により一時国有化された。

我々、栃木県議会は破綻後直ちに「足利銀行問題対策特別委員会」を設置するとともに、県及び県民と一丸となって、県内経済の安定と活性化のため、全力をあげてこの問題に取り組んできた。

足利銀行は、破綻から一年五か月が経過し、新経営陣が策定した再生計画による初めての本格的な決算時期を迎えているが、預金保険法の「一時国有化の終了はできる限り早期に」という法の趣旨や、今月一日から全面解禁となったペイオフとの関係からしても、決算発表後には、受け皿の決定作業が本格的に開始されるものと考えている。

足利銀行の突然の破綻により、様々な弊害に必死で堪え忍んでいる県内中小零細企業はもとより、事業展開の拡大を考える企業にとっても、積極的なリスクテイクを行うことができない国有化銀行の現状では、不安定な状況にある。

よって、国においては、足利銀行の受け皿の選定に当たって、左記の事項について、特段の措置を講じるよう強く要望する。

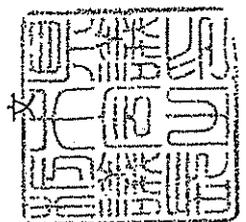
記

- 一 足利銀行の受け皿は、地域産業構造の特性を最大限考慮するとともに、同行が有する地域の中核的金融機関としての機能を維持し、経営の独立性を確保したものとすること。
- 二 受け皿の選定過程においては、県民の意向等を十分に反映できるように県を参画させること。
- 三 預金保険法の趣旨に基づき、できる限り早期に一時国有化を終了させること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十七年四月二十六日

栃木県議会議長 木村好



金融担当大臣 伊藤 達也 様